

男女共同参画総合計画審議会委員を募集します

町では、男女共同参画社会の実現を目指して、南部町男女共同参画推進条例を制定しました。

この条例に基づき、基本計画（男女共同参画プラン）の策定を進めることとなります。つきましては、次の要項により南部町男女共同参画審議会の委員を募集します。多数のご応募をお待ちしています。

なお条例及び男女共同参画プランの策定意図を明確にするため、条例を抜粋して今号と次号に掲載します。

【公募者数】 5名

【審議内容】 南部町男女共同参画プラン策定等

【任 期】 平成19年4月から2年間（予定）

【報 酬】 町規定による。

【お申し込み方法】

- ①住所②氏名③年齢④性別⑤昼間の連絡先
- ⑥応募の動機を明記し、郵送・FAXまたはEメールにてご応募ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

〒683-0201南部町天萬558 南部町役場
町民生活課人権施策室（TEL 0859-64-3782）
FAX 0859-64-2183

E-mail choumin@town.nanbu.tottori.jp

【お申し込み期限】

平成19年3月26日（月）午後5時30分まで

【公募結果】

広報なんぶ5月号にて発表予定

【注意事項】

1. 応募者は町内に在住または在勤で、18歳以上の方に限ります。
2. 審議会委員全体の年齢や性別等を考慮しながら、応募者の選考を行います。
3. 審議会は、公募者5名と学識経験者等5名から構成します。

南部町男女共同参画推進条例

（一部抜粋）

すべて国民は、日本国憲法の下、男女の性にかかわらず個人の尊重と法の下の平等が保障されている。国においては、平成十一年六月二十三日に「男女共同参画社会基本法」公布、施行し、男女共同参画社会の実現にむけて各種施策を推進してきたところである。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担意識に起因した差別的取り扱い、社会慣行として広く存在し、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されている。

このような状況の中、少子高齢化社会の到来、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化等家族や地域を取り巻く環境の変化に加え、社会経済情勢の大きな変化に対応していくために、又、豊かな地域社会を創造していくためには、男女が互いにその人権を尊重

しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

私たちは、緑豊かな山々に囲まれて、四季の彩り豊かな南部町で、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を図り、男女が協働して心豊かな地域社会を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。